

■ 新型コロナウイルス感染症の療養期間について(R5.5.8更新)

※療養期間の見直しは令和5年5月8日より適用

根拠資料:

厚生労働省事務連絡 令和5年4月14日

R5.5.1
保健医療課作成

区分	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	備考
感染者	症状なし 検体採取日	外出の自粛(推奨)					療養期間5日間 かつ 症状軽快後24時間経過するまで	周りの人にうつさない配慮 不織布マスクの着用 高齢者等ハイリスク者との接触を避ける など					<p>法律に基づく外出自粛を要請することはありません。</p> <p>【重要】 法律に基づく外出自粛がなくなっても、 『新型コロナウイルス感染症の症状や感染力は変わっていない』 ことを留意してください。</p> <p>発症日(検体採取日)から10日間は不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者との接触を避けるなど周りの人にうつさない配慮をしてください。 特に発症後の5日間は他人に感染させるリスクが高いため、やむを得ず外出をせざるを得ない場合は症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。</p>
	発症日												
	症状あり 発症5日目に症状が続いていた場合						症状継続	外出の自粛(推奨)	症状軽快後24時間経過	症状軽快	周りの人にうつさない配慮		
その他	同居家族など 家族などの発症日または検体採取日	発症日～5日目 健康状態の確認					発症日～7日目 発症する可能性あり 基本的感染対策・周りの人にうつさない配慮					<p>「濃厚接触者」の特定および「濃厚接触者」に対する法律に基づく外出自粛を求めることはなくなります。</p> <p>【重要】 法律に基づく濃厚接触者の特定・外出自粛がなくなっても、 『新型コロナウイルス感染症の症状や感染力は変わっていない』 ことを留意してください。</p> <p>家族などの発症日から7日目までは自身が発症する可能性があるため、手指衛生や換気等の基本的感染対策や周りの人にうつさない配慮をしてください。</p>	

◇感染が疑われる場合

あらかじめ用意した抗原定性検査キットを使用してください。

◇症状が重い場合や重症化リスクの高い者が感染した場合(65歳以上、基礎疾患を有する者、妊婦など)

◇検査・入院治療費などの自己負担

原則、保険診療なので自己負担が発生します。

『県新型コロナ健康相談センター』(全日24時間対応)025-385-7541 や『かかりつけ医』に相談してください。

(治療薬や入院治療費は一部公費による補助があります)